

森林環境譲与税の活用に向けた基本方針
～当面5年間（R1～R5）の考え方～

稚内市

本市の森林面積は43,581ヘクタールで、総面積の57%を占めており、その内市有林は3,943ヘクタール、市有林を除く一般民有林（私有林等）は19,858ヘクタールあります。

市では、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けて、これまで国や道の森林整備事業予算や市単独予算などにより森林の整備を進めてきましたが、木材価格の低迷による森林所有者の経営意欲の低下や森林所有者の不在村化、相続による世代交代などから整備が行き届かない森林の増加が懸念されます。このため、本市では、国から譲与される森林環境譲与税を有効に活用して、次の方針に基づき、適切な森林の整備やその促進につながる取組を計画的かつ効果的に進めます。

1 森林整備の推進

本市の私有林等では、森林経営計画を作成し、所有者自らが整備を進めている森林は6割（全国：3割）を占めており、計画的な森林の整備が進められています。このため、一部の整備が行き届かない森林の所有者に対しては、森林経営計画の参画を進めるとともに、市や意欲と能力のある林業経営者などに森林の経営・管理を委ねるよう働きかけます。また、経営計画を作成している森林については、森林環境譲与税を活用して森林の整備を進めるとともに、地球温暖化や山地災害の防止に貢献する森林整備を一層推進します。

2 人材育成・担い手確保

市内で森林整備事業等を実施し、北海道林業事業体登録制度に登録している事業者は8社ありますが、就業者の高齢化が進むとともに、新規就業者の確保が難しい状況にあります。このため、地域の関係者と連携を図りながら、新規就業者の確保や通年雇用化の促進、就業環境の改善など、林業就業者の安定確保に向けた取組を進めます。

3 木材利用の促進

市内のトドマツなどの人工林資源は利用期を迎える中、市内には製材工場が少なく、伐採木の多くは輸送用資材の原料として近隣の市町村へ出荷されています。このため、市内産人工林材の付加価値向上を図るため、市内の公共施設や民間施設の木造化・木質化を進めるなど地域材の利用を促進します。

4 普及啓発

土砂災害の防止など森林の果たす役割や森林整備の必要性などについて、市民等の理解の促進を図るため、普及啓発を進めます。